

川棚町下水道事業経営戦略改定支援業務仕様書

1. 業務名

川棚町下水道事業経営戦略改定支援業務

2. 適用範囲

本仕様書は、川棚町（以下「甲」という。）が実施する「川棚町下水道事業経営戦略改定支援業務」（以下「本業務」という。）について基本的な内容を定めるものとする。

3. 目的

公共下水道は、住民が健康で快適な暮らしを営む上で不可欠な事業であり、本町においても平成元年度から公共下水道の整備を進めてきたところである。

現在、平成8年度の供用開始から25年以上が経過しており、建物の耐震化や設備の更新が必要な状況となっている。

一方、使用料収入は人口減少に伴い減少傾向にあり、使用料収入で汚水処理に係る経費を賄えていない現状であり、一般会計からの繰入金に大きく依存している。

このような状況の中、平成29年3月に策定した「川棚町公共下水道事業経営戦略」を見直し、現状把握、分析及び将来予測、事業経営の目標設定を行い、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることを目的とする。

4. 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

5. 対象事業及び施設

本業務の対象となる事業及び主要な施設は次のとおりとする。なお、数量は令和4年度の参考数量である。

(1) 川棚町公共下水道事業

(2) 主要な施設

- ・管渠 約117 km（汚水（取付管含む） 約88 km、雨水 約29 km）
- ・処理場 1箇所（川棚浄化センター）
- ・マンホールポンプ 17か所
- ・ポンプ場（雨水） 1箇所（下組ポンプ場）

6. 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

7. 業務の内容

川棚町下水道事業経営戦略の改定は、総務省が示す「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について、「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」に基づいて行うものとする。

(1) 下水道事業の概要整理

①現状把握

経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力等や老朽化・耐震化の状況等、事業経営全般の現状を適格に把握する。

②経営分析

「経営比較分析表」等を活用し、状況を把握するとともに、経営上の課題を整理する。

(2) 将来の事業環境の予測

人口推移及び処理区域内人口推移等から有収水量を予測し、使用料収入や施設の将来見通しを予測する。

(3) 経営の基本方針

公営企業として事業を継続する上での基本方針を決定する。総合計画や事業計画との整合性を図り、目標等を設定する。

(4) 投資・財政計画の策定

①投資試算

保有施設及び設備の現状を把握し、新規・更新に係る投資計画を策定する。なお、本経営戦略の計画期間は10年としているが、可能な限り長期間（30年～50年間）での投資試算を行うこと。

②財源試算

人口減少等の将来推移を踏まえ、財源試算を行うこと。なお、可能な限り長期間（30年～50年間）での財政試算を行うこと。

④投資・財政計画は、現状及び将来の予測等に基づき複数パターン（最低3パターン）検討すること。

(5) 経費回収率向上に向けたロードマップの策定

社会資本整備総合交付金の交付要件等を踏まえ、経費回収率向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取り組みを踏まえ作成すること。なお、財政収支予測を基に料金シミュレーションの検討を行うこと。

(6) 経営戦略の作成

①前項まで整理した事項をまとめた経営戦略及び概要版を作成し、甲に提出すること。

②経営戦略の様式、構成は総務省通知を基本とするが、図表やイラスト等を用いて、町民にも理解しやすいよう作成すること。

(7) 経営戦略の事後検証

経営戦略は策定したことをもって終わりではないため、進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等に関する考え方について提案すること。

(8) 審議会对応

本業務で予定されている審議会について、必要な資料を作成することとし、審議会運営に係る支援を行うこと。(審議会の開催回数3~4回を予定)

(9) 協議及び報告書等

本業務の実施期間中において受託者は、甲と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。また、打合せ事項について受託者は、その都度、議事録を作成し、甲へ提出すること。

(10) その他支援業務

前各号に掲げるもののほか、必要に応じてその都度、甲と協議すること。

8. 履行体制

(1) 受託者は、本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、公営企業会計と下水道事業運営について精通し、本業務に関する業務の実績を有する者を従事させることができる組織、人員を有すること。

(2) 受託者は、甲と協議を行い、適切な人員配置の下で業務を実施すること。

9. 法令の遵守

経営戦略の策定にあたっては、関連する法律等を遵守すること。

10. 成果品

(1) 本業務の成果品は、次に掲げるとおりとする。

- ①川棚町下水道事業経営戦略 5部
- ②川棚町下水道事業経営戦略(概要版) 5部
- ③電子データ(CD-R又はDVD-R)
 - ・直接印刷可能な解像度の完成形データ(PDFファイル等)
 - ・編集可能なデータ(Word等)
- ④その他(引用データ等)

(2) 受託者は、成果品完成後に甲の検査を受けるものとし、完了検査合格をもって業務を完了するものとする。なお、甲から訂正等を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

11. 業務期間

本業務の業務期間は契約締結日から令和7年3月21日までとする。ただし、甲と受託者の協議により期限を変更することができるものとする。

12. その他留意事項

(1) 本業務により作成された成果品のデータ等の所有権は、甲に帰属するものとする。受託者は、甲の承諾なく他人への閲覧、複写及び譲渡は禁止する。

- (2) 受託者は本業務の履行上知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後においても同様とする。
- (3) 本業務に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに甲に報告しなければならない。
上記において、生じた損害は、すべて受託者の責任において解決するものとする。
- (4) 本業務を実施する上で必要な資料は、受託者に無償で貸与するが、貸与される資料については、その重要性を認識し取り扱い、保管を慎重に行うこと。また、業務完了後、速やかに返却すること。なお、万が一、資料等に損害を与えた場合は、受託者が責任を持って修復を行うこと。
- (5) 本業務に文献、その他の資料を引用した場合は、出典を明記すること。
- (6) 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託してはならない。
- (7) 本業務の内容は、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従って詳細の打ち合わせを行い、甲及び受託者の合意により決定する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、甲及び受託者の協議の上、定めるものとする。